

平成十七年度決算を認定

平成十八年十月二十五日に招集された久慈広域連合議会第九回定例会で、平成十七年度一般会計・介護保険特別会計決算が認定されました。

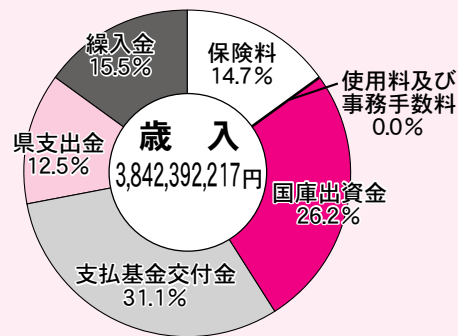
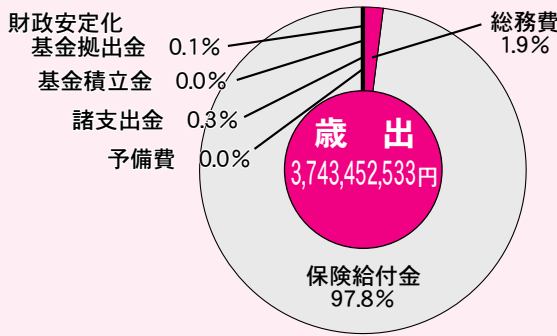
一般会計の決算総額は歳入が六億五千万八百七十七円、歳出が六億三千八百八十八万二千九百七十一円となりました。

介護保険特別会計の決算総額は歳入が三十八億四千二百三十九万二千二百十七円、歳出が三十七億四千三百四十五万二千五百三十三円となりました。主な内容については、下記のとおりです。

平成十八年度 予算の追加補正

第九回定例会において、平成十八年度介護保険特別会計補正予算が可決されました。歳入歳出それぞれ三千六百四十六万八千円が追加され、歳入歳出予算の総額は四十二億七千四百五十二万二千円となりました。

補正の内容は、国庫負担金等の確定による増額および介護保険給付実績に基づく給付費の追加となっています。



項目	金額	内容
総務費	69,494,801	保険料徴収や要介護認定にかかる事務費など
保険給付費	3,659,760,383	居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、ケアプラン作成費用など
財政安定化基金拠出金	3,352,756	岩手県財政安定化基金への拠出金
基金積立金	681	介護給付費準備基金への積立金
諸支出金	10,843,912	保険料還付金など
予備費	0	

項目	金額	内容
保険料	555,942,040	第1号被保険者(65歳以上の方)からの介護保険料
使用料及び手数料	106,860	介護保険料の督促手数料
国庫支出金	994,740,000	介護給付費にかかる国からの負担金
支払基金交付金	1,180,848,677	第2号被保険者(40歳~64歳の方)からの介護保険料
県支出金	475,703,299	介護給付費にかかる県からの負担金
繰入金	586,689,000	一般会計及び基金からの繰入金
繰越金	48,222,016	平成16年度からの繰越金
諸収入など	140,325	預金利子、雑入など



国民健康保険でも介護保険料を納めていたはずなのに、また通知書がきました。二重に支払ってるのではないですか？

国民健康保険税では65歳未満(40歳~64歳)の方の介護保険料を、医療費分と合算して徴収します。

しかし、世帯に年度途中で65歳以上になる方がいる場合には、その方の分は、65歳になる月の前の月までの介護保険料分だけを合算していますので、二重納付ではありません。

65歳になった月から年度末までの分の介護保険料は、別に計算して、納付書を送付しています。



私は年金をもらっているのだけれど、保険料の納付書が来たのですが……？

年金から天引きされるのは、65歳以上で、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給されている方となります。年度途中で65歳になった方や、年金を受給され始めて間もない方など、すぐには年金の天引きができないため、納付書が届く方もいます。

また、年金の現況届けの出し忘れや、他市町村への転出、他市町村からの転入などがあつた場合は、年金からの天引きは中止されます。このときも、納付書が届きます。



今度65歳になるのだけれど、介護保険の保険証をもらう手続きをしなければなりませんか？

手続きは不要です。65歳になる月の月初めに、広域連合で保険証を作成して、お送りします。

